

第6回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成24年9月4日（火）午後2時40分～午後4時10分
- 2 場 所 旧横浜ゴム平塚製造所記念館 第1会議室
- 3 出席委員 4名
塩原真理子、西村幸夫、水沼淑子、宮川理香
- 4 欠席委員 1名
中井祐
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 秦野宏昭
まちづくり政策課 課長 小山田良弘
主査 木原友生
主任 菊池智子
主事 千葉英貴
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 なし
- 8 委嘱状の交付
- 9 あいさつ
- 10 委員等の紹介
- 11 議事
 - (1) 意見聴取 議案第5号 平塚市屋外広告物条例（案）の基準について
 - (2) 報 告 景観審議会案件及び景観協議、届出等の経過報告

[審議会開会 午後2時40分]

(会長)

定則数に達しているということですので、これから第6回平塚市景観審議会審議会を開会したいと思います。この会議は、平塚市情報公開条例に基づいて、公開での審議となります。今日は、傍聴人の方はいらっしゃらないですね。

本日の審議会の議事録署名人ですが、私と塩原真理子委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。今日は中井先生がお休みだということで、男性が私一人ですけれども、こういう審議会は珍しいなと思っております。よろしくお願いします。

それではまず、審議会資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。どうぞ座ったままで。

(事務局)

失礼いたします。会議資料の確認をさせていただきます。まず、委員の皆様へ事前送付しました資料の確認をします。

一つ目に第6回平塚市景観審議会次第がございます。

次に、議案第5号にかかる資料として、

(資料1-1) 平塚市屋外広告物条例(案) これまでの経緯などについて

(資料1-2) 第5回景観審議会、第2回景観推進会議等 意見対応表

(資料1-3) 平塚市屋外広告物条例(案)

(資料1-4) 平塚市屋外広告物条例基準想定集

なお、資料1-2、資料1-4については、一部訂正がございますので、本日、訂正したものを配布させていただいております。ご確認をお願いいたします。

次に、報告事項にかかる資料として、

(資料2-1) 景観審議会案件及び景観協議、届出等の経過報告について

(資料2-2) 景観協議届出等一覧

(資料2-3) 平塚市庁舎・平塚税務署建設事業

(資料2-4) 平塚市民病院整備事業基本設計 外構計画

(資料2-5) (仮称)次期環境事業センター整備事業 全体配置図

(仮称)次期環境事業センター整備事業 緑化計画図

(仮称)次期環境事業センター建設だより～第5号～

(資料2-6) 平塚市景観重要樹木

(資料2-7) 平塚市公共施設景観ガイドライン(歩行者系公共サイン)

そして、資料2-1についても、訂正がございます。

事前送付資料を本日お持ちでない方、不足する資料のある方は、事務局にお声掛けください。よろしいでしょうか。

次に、当日資料の確認をさせていただきます。先ほどの資料1-2, 1-4及び資料2-1について、訂正資料がございます。最後に、当日配布資料としていたしまして平塚市景観審議会委員名簿（第2期）がございます。以上でございます。

（会長）

それでは、議事に入りたいと思います。今日の議事は、審議意見聴取の議案として、「平塚市屋外広告物条例（案）の基準について」です。これは景観行政団体になって、屋外広告物に関して、これまでは県条例を適用していましたが、市独自の条例を作るということで、前回もいくつかコメントが出たので、その対応も含めて、議論することになります。それでは事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、ご説明をさせていただきます。まず、資料に沿って順を追って説明をさせていただきます。

まず、資料1-1、A4版の縦1枚のものでございます。屋外広告物条例（案）についてこれまでの経緯等についての資料でございます。

本市は、平成18年度に「神奈川県屋外広告物条例」の一部権限移譲を受けまして、屋外広告物の規制誘導を行ってきております。しかし平塚市景観計画、の推進にあたりまして、神奈川県を一律に対象とした条例では、本市が求める景観形成の実現にはマッチしていない部分があることから、本市独自の「平塚市屋外広告物条例」を策定するというものでございます。

平成23年度に、平塚市屋外広告物条例（骨子）について、パブリックコメントですとか関係団体への説明、意見聴取を実施し、これらの意見や景観審議会等の意見を踏まえ、平塚市屋外広告物条例（案）を策定しました。その条例案について、検察庁との協議を実施し、今年7月に検察庁との協議が終了したところでございます。また景観審議会やパブリックコメントで出された意見等を参考に基準案を作成し、特定区域住民や関係団体への説明を終えたところでございます。今後、景観審議会や庁内調整を経て、本年12月に市議会定例会に上程をする予定となっております。

次に、基準想定集について、資料1-1にあります7団体に説明を行いました。このほか、特別に色彩の規定等がされる特定区域、そちらの区域の方々に対して、説明会も実施しております。

続きまして、3つ目の景観審議会、推進会議の団体説明会等の意見に対する対応についてでございますが、これは後程、説明させていただきます。

次に4番目の、今後の予定でございますが、まず10月に条例案について庁議がご

ざいまして、それから12月の議会に上程する予定でございます。

条例の下の規則につきましては、来年1月の景観審議会で、諮問答申を行う予定になってございます。施行につきましては、来年の7月1日となっております、これは当初の予定通りでございます。

次に、資料1-2をご覧くださいと思います。こちらは、審議会をはじめ、庁内推進会議、関係団体への説明、特定区域の説明会の意見に対する対応表でございます。

まず、特定案内広告物について、農振農用地は、そもそも工作物が禁止になっていますから、禁止としてもよいのではないかと、色彩等を抑えた看板というのは理解できるが、田園景観の維持・保全という景観計画の考え方からして、農振農用地で5km以内というのは相当広範囲で設置できてしまう。1~2kmあればいいのではないかと。高さが3mというのは高すぎる。農地等に立てる場合は、集合看板が望ましいと思うので、それに誘導するようなことを考えられないか。というご意見をいただきました。そのご意見につきましては、庁内の農業委員会、及び農水産課と再度協議を行いました。結果、農地が広がる平塚市の特性を考慮いたしまして、不案内とならないように簡易的なものならば、認めてきたという経緯から、農政部局といたしましては、今すぐに禁止するということはできないとの結論でございました。したがって、当初のとおり設置できることといたしましたが、高さは3mから2mに抑えまして、店舗からの距離につきましても、5kmから3km以内に抑える内容と変更してございます。また、集合看板に誘導する緩和措置といたしまして、同一店舗の広告の通常相互距離の500mを、集合看板にした場合には、300mでもよいというふうにしております。

続きまして、広告物施策について、市長からだけではなく、市民や事業者からも協力の申し出ができるといったことを条文に入れたらよい、とのご意見でございました。こちらにつきましてはご意見のとおり、条例に加筆をさせていただいております。

続きまして、景観アドバイザー制度について、審議会の役割と同様に景観条例に位置付けたらどうかとのご意見ございました。ご意見のとおり、景観条例の改正条例を加筆してございます。

景観審議会からの意見への対応につきましては以上でございます。

続きまして、庁内の景観推進会議への意見でございます。業者への周知徹底の意見がございました。条例の施行にあたりましては、適切な時期に、市内業者に限らず、県内の登録業者を対象に説明会を実施する予定でございます。

次に、関係団体への説明会の意見です。やはり同様に屋外広告業者への周知の意見が多くございました。これについては、法令上、屋外広告物の設置は屋外広告業の登録業者のみが施工できることになっているということから、屋外広告業者への周知を徹底して参りたいと考えてございます。

次に特定区域での説明会の意見です。広告幕キャンペーンなどで、表示期間が短いことから、色彩規制の対象から外してほしいとのご意見でございました。意見を参考にいたしまして、1か月を超えないものについては色彩の規制をしないことといたしました。

次に、新基準は理解できるが、今あるものを5年で撤去と言われてもできない。既存不適格として認めてほしい、との意見でございました。

この意見は大変多く意見がありましたので、その違反物件への対応について、周辺の自治体にヒアリングを行いました。その結果、不適合の物件への対応にとっても苦慮しており、実態として10年間でひとつも撤去できていない自治体もございました。そこで、当初案では特定区域は5年間であったものを、10年間に変更しました。また、一般の地域は10年間であったものを既存不適格、すなわち改修時に新しい基準に適合させるように改めたものでございます。

なお、要望にございました撤去費用に対する市の補助金制度等を創設する予定はございません。

最後に、横浜地方検察庁からの指摘でございます。罪の大きさと罰が一致していないのではないかとのご意見でございました。具体的には、市長の命令に対する違反が一番重いので、罰金額も一番高くして、それ以外の例えば未許可の物件などと差をつけた方がよいとのことでした。それについては、ご指摘のとおり、50万円と30万円に差をつけております。

その他としまして、資料1-4につきましては前回の審議会以降、検討を行いまして一部修正をしております。

8ページをご覧ください。景観重点区域海へのシンボル軸、駅の南口から平塚海岸に抜けるなぎさプロムナード沿いの区域でございます。この海へのシンボル軸は大幅に規制が強化いたしました。例えば、屋上広告物を禁止しております。図面でいきますと、建物の上にブルー系の色で看板のようなものがありますが、それを以前は設置ができたのですが、設置不可としてございます。もう一点ご紹介いたしますと、建物の横に付きます壁面利用広告物についてなんです、当初は30㎡まで認めたものを、10㎡以下に抑えてございます。以上のように大幅に規制強化をしていくということでございます。

15ページをご覧ください。電光表示装置を設置するときの基準でございます。この電光表示装置設置の基準を新たに追加いたしました。電光表示装置を設置する場合は5ページから10ページにありますようなそれぞれの地区ごとの基準を守りつつ、さらにこのページの基準を守ることというふうにしてございます。

具体的には、一番下に模式図を描いてございますが、道路から近い場合には小さくして、道路から離れば離れるほど、大きく表示できるという内容でございます。例を申し上げますと道路から5m以内であれば5㎡以内、道路から30m以内であれば

10㎡以内、30m以上であれば15㎡以内というふうにしてございます。これは電光表示ということですので、道路を運転するドライバーの目にあまり飛び込めないようにというか、影響しないようにと配慮したものでございます。

以上が今回、屋外広告物条例の今までの意見に対する、市の対応の考え方と併せまして、条例の下にあります基準につきまして、検討して修正した内容でございます。説明については、以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。今日、ここで意見をまとめた訳ですよ。今の資料1-4に赤字で書かれているところが改正された所ですね。

(事務局)

赤い文字のところが県条例の基準よりも強化をした所でございます。緑色の字で書いてあるところは、県条例の基準よりもゆるやかにした所でございます。

(会長)

緩やかにしたというのは、実質的にはなかなか守られていなかったもので、実態に合わせてということですね。

(事務局)

実態に合わせているということです。

(委員)

今の実態に合わせるという事ですけども、例えば5年を10年に変えたという事について、結果として何も変わらないのであれば、やはり私は厳しい方向にしておいて、変えなくてはという事業者側のモチベーションを上げるべきなのではないかなと思います。それは多分、10年後の平塚をどういう都市にしていくのか、どういうイメージを平塚という街に持ってもらおうのかという点においても、やはり屋外広告物というのは、大変大きな要素だと思ひまして、湘南というひとくくりの中で、平塚の持つイメージ、言葉を選ぶのがすごく難しいものですけども、親しみやすい、もしくは、やや庶民的なというイメージがあるのですが、そのままで行くのか、もしくは、辻堂でテラスモールというのが大変成功しているの、同様に湘南の新しいイメージの中に平塚も位置付けていくのであれば、やはり10年先を見る必要があるのではないかと思います。その場合に、そういう派手な広告を放置するのが本当にいいのかどうか、という点についてはやや疑問があります。やはりどう変わっていくのかということと、規制というのは大きく関係しているの、それを既存の方達は、やはり既存

の広告をそのまま使いたいというのは、その通りですが、それによって、新しい方向性が阻害されるようなことは、やや残念なのではないかなと思う次第です。逆に海岸の方の規制を厳しくされたというのは大変評価できることで、それで海側の方にはイメージが定着していけば、より良いことだなと思います。しかし、海と山側がそれほど大きく違うというのは、やや疑問があります。同じように垂れ幕についてもその色彩の、短い時間だからといって規制をなくしてしまうも、同じような理由でいかななものかと思います。

(会長)

はい、いかがでしょう。

確認しますけれども、5年間で10年間にしたというのは、具体的には5年で撤去するのは困難だと言われて、10年までは認めて、10年以降はどうするっていう話ですか。

(事務局)

基準に合わないものについては、まず、お願いから入り、それから指導して、条例規則に基づいて、徐々に厳しく、最後は守らなければ、罰則規定がかかってくるということです。私共が今回、市条例を作る時に一番目指したところは、不公平感の是正ということです。現在、4割くらいの申請しかありません。申請促進をかなり一生懸命やっているのですが、なかなか申請していただけないというのが実態で、無許可・無届けというのが多い状態です。まずは規則、基準を若干実態に合わせた中で、ある程度順法だというものをたくさん作っていきたいということがあります。というのは、各業界等に説明に行きますと、あそこはどうなっているのだと、実際基準に合っている、申請をしていないケースについて指摘を受けます。そういったところを何とかしないといけないというのがありまして、申請しやすくすることで、不公平感を是正しようと考えています。できれば8割9割のほとんどの方が許可申請をしていただけるように、基準の方を実態に合わせていきたいというのが本音のところにあつたのですね。

もう一個は、徹底撤去をするという事もイメージとしては持っています。例えば基準は景観重点区域が厳しくする、逆に129号沿いは、若干実態に合った形にして、今の物でも適合にして出して頂くというようにして行って、とにかく皆さんが申請していただく。そのかわり、出さないところには、より厳しくし、登録業者も県に通報して取締ってもらおうようにするというところがあります。そうすると、周りの自治体の実態を見ますと5年でできない、10年でできない、で結局罰則規定をなかなか適用していないのが実態なんです。それですと、市条例になっても、今の県条例ほぼ同じ運用となってしまうと、ずるずるずると出さない人が得をするようになってしま

います。そうなってしまうとせつかく市条例にしても効果がなくなってしまうという心配がございまして、我々としては、なるべく実態に合わせてもらって、逆に違反だとわかっていて看板を出してしまう業者などは、徹底的に取締りをしていきたいと考えております。確かに悩みの種ではございますね。

(会長)

具体的にいうと、無届けの物を10年たったら取り締まって、撤去したりすることは、本当に物理的にやれるのですか。分量的に、例えば数多くあったら。

(事務局)

命令を出したりして、最終的には罰金になります。

(会長)

人力的にはどうですか。

(事務局)

人力的には、今年の4月に1人増員して、屋外広告物に関する事務員として、1人増員いたしました。今のところの予定として、来年4月にもう1人増員という事で、職員課と話し合っているところです。そういう姿勢を見せていかないと考えています。

(会長)

神奈川県内の他の所では、今のお話だと、実態的にはやはり何もやれてないということですよ。

(事務局)

多くはですね、県条例と一緒に、名称を変えたくらいなんです。

(会長)

運用も同じ。

(事務局)

運用も同じですね。

(会長)

その時、平塚市だけ、本当にやるというのは、現実的に可能なのですか。

(事務局)

それはできると思います。今回例を申し上げますと、新幹線から500m以内の禁止地域において、何回か連絡を取り合って、現地でも立ち合いながら撤去してもらったというようなことがありまして、ようやくここで、できるようになりました。

(会長)

ああ、そうですか。

(事務局)

はい、ですから、そういう事を地道に重ねていきたいなっていうふうに思っております。そうは言っても、今5年、10年の議論をしておりますのは、今、県条例で、違反ではないもののことです。県条例の基準では、問題なくても、市条例にした途端に駄目になってしまうものを5年にするか、10年にするかというお話なのです。元々申請してない物ですとか、あるいは基準に合っていない物ですとか、それ以前の問題なのです。それはすぐにでも撤去するような指導をしていきます。今できていない物は申請を出すように、交渉するということもしますし、後は明らかに違反なものについては撤去するよう指示をすることにしております。そういう方針で今やっているんで、問題は、今の基準に合っているものなのです。

(会長)

つまり、規制強化するために、合わなくなるようなものは10年以内でいいのじゃないかということですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

もっと悪質なものもあるわけですね。手数料がかかりますから、それも逃れてやろうということですかね。そちらをなんとかしないと、正直者だけ厳しくして、ということもあるということですね。

(事務局)

そこなのです。不公平感を一番言われますから、そこを突かれてしまうと窓口対応というのは、なかなか難しいものがあります。

(会長)

あと、どうでしょう。前回のこの審議会で議論した特定案内広告物、農振農用地の物ですけれども、これに関しては駄目というのはできないけれど、少し集合看板に誘導したり、案内看板の出せる範囲を少し狭くしたりして、数をコントロールしているということですね。

(事務局)

一例を申し上げますと、「花菜ガーデン」という県の施設を作りました。そこへの案内表示が、こちらの12ページにあるような形で立っております。集合していて、色も派手ではないので、見た目もすっきりしています。公共がそういうふうにやっておりますので、民間の方も合わせていただきたいと思います。

(会長)

こういう広告を出す方もニーズがあるでしょうけれども、農家の方も出すとそれなりにお金が入ってくる訳でしょう、地代みたいな。そっちは大丈夫なのですか。ここは関係者にいろいろ話を聞いているけれども、その辺の声はないのですか。

(事務局)

それもございました。農家の方もなかなか農業所得というのが今限られています。看板が一時的な収入になっているので、全くゼロにしてしまうのは困るというご意見も頂いております。

(会長)

少しは認めるというのは、そういう配慮も入っているということですね。

(事務局)

農林水産省の方で農振農用地においても、基礎が連続していない、独立した基礎で看板を作るのであれば認めますという通達が元々出ておりましたので、そこで認めているものを全部禁止にするというのも、なかなかちょっと、今まで認めてきた経緯がございますので。

(会長)

なるほど。あと、どうでしょうか。

懸垂昇降装置の広告幕、一か月以内の表示期間のもの。これも規制をした方がいいんじゃないかというお話ですが、ほとんどが一か月以内なんでしょうね。

(事務局)

実際は、駅ビルですとか、駅の隣の大きなスーパーなど、そういう所に何々セールという具合に表示されており、概ね1か月以内となっています。

(会長)

そうですね。ほとんどが一か月以内の用途範囲だったら、そこを外してしまうともうフリーだってことになりますね。

(事務局)

現在、申請は6か月単位で受け付けています。今回、実際に規制のかかる区域は特定区域です。この特定区域で懸垂昇降装置がある広告幕を出しているのは、駅ビルくらいです。

特定区域以外ですと、車のディーラーなどがよく出していますが、特定区域ではないので、色は自由です。

今回の駅ビルの場合について、実際に昨年度の広告幕の掲出計画を全部提出していただき、精査しました。結果、キャンペーンのための表示で、1か月以内の表示となっていました。そして、駅ビルから、キャンペーンでは色が大切なので、規制しないで欲しいという要望を文書でいただきました。その後、直接話を伺ったところ、色による購買意欲は強い物があることと、都市部の駅ビルですので、赤とか明るい色、季節感のあるものを是非使いたいという事でした。

もし今後、景観が落ち着きあるものになってきた時には、もちろん私共も企業として、きちっと対応させて頂きますというお話もいただきましたので、今のところは、まず色彩自由でやらせていただきたいと思いますと考えております。

(事務局)

こちら側から駅に向かっていきますと、駅ビルが正面に大きく見え、その懸垂幕というのが、ほんの一部なんです。景観計画の中で色彩の基準は壁面の大きさの5分の1以下であれば、彩度を超えることができるという規制がありますので、そういった考え方からも、その懸垂幕の面積が5分の1どころかもっとだいぶ小さいので、その辺は何とか認めていこうかという考え方でございます。

(会長)

なるほどね。

(委員)

バレンタインデーとかクリスマスとかひな祭りとか、わりとその季節の行事に合わ

せた色になっているのですね。

(事務局)

そういう色です。濃い色です。

(委員)

小田原市でも駅前のデパートの色合わせをやった結果が出ています。小田原市は城下町、宿場町で、白と黒の漆喰壁というようなまちづくりをしているので、仕方ないかなと思うのですが、非常に地味です。小田原の町には合っているのかもしれないですが、ある意味、駅前の商業空間の賑わいというのがなくなってしまっています。変な言い方をすると、うらぶれた、そういう感じに見えるのですね。これがすごく難しいところで、例えば小田原であれば、そういう伝統的な色使いみたいなものでも合うと思うのですが、平塚市の場合は伝統的なまちづくりをしている訳ではないので、ある意味、季節ごとの、例えばクリスマスの時期には緑と赤の色っていうのがあった方が、賑わいが出てくるといふ側面もあると思います。なので、私がこんなことをいうのは変なのですが、通年通してずっと派手な色が出ている看板はやはり規制の対象にするべきだと思いますが、季節感というか、そういった賑わいの部分というのでは、ある意味必要な部分でもあるので、ここに関しては、あまり厳しくしなくていいのかなって思います。

(会長)

北側ではなく、海岸に向かっていると、そういう所が出てくると問題なのでしょうね。

(委員)

そうですね。

(事務局)

そうですね。海岸側の駅ビルにそういうのがあると、ちょっと。

(会長)

また感じが違いますよね。
そういう意味でね。どこでもいってわけではないですよ。

(事務局)

そうですね。それを考えないといけない。そこに気付かないといけないですね。す

みません、ありがとうございます。先ほどおっしゃいましたように、北口と南口というのは、平塚市のイメージはだいぶ違います。よその街以上に違いますので、そういう意味では北口はOKとしますが、南口は規制するっていう方法もあるのかもしれないです。それは、検討させてください。

(会長)

なんか賑わいの地区というので、認めるというのね。どこでもいいというのではなくて。そういう事はあるかもしれないですね。

(事務局)

はい、そうですね。ありがとうございます。

(会長)

だから、海へのシンボル軸ではちょっとまずいかもしいかなということですね。

はい、他いかがでしょうか。

全体をお聞きしていると、やむを得ないところも多そうだし、全体を見ると、今まであまりやられていなかったものを作るぞ、ということもあるので、見守っていきたいということでもよろしいですかね。状況がもう少し変化が有るようなことがあれば、その時また議論するというので、よろしいでしょうか。では、そういう事にして、今後、進めていきたいと思います。

(委員)

1つちょっといいですか。先ほどの所に戻って、よろしいでしょうか。

1-4です。蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないことっていうのがあります。これを見ると、塗料を使わなければ、発光したり、蛍光したりしてもいいというふうにとられてしまうので、ここを塗料以外のもの、例えば、今はプラスチックの板で発光したり、蛍光色を発光したりする物もあるので、ちょっとその辺も幅広い素材をターゲットにしているというような書き方に変えた方がいいと思います。

(会長)

なるほど。光ったり、反射したりするような物は、一般的に駄目だということですね。塗料だけではなくて。

(委員)

はい。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

勉強になります。他に、前回見落としていたようなことはありますか。壁面、袖看板だとかありますが、複数出る時には、合計の面積になるんですか。

(事務局)

総量規制という考えで、建物1つごとの面積ということで考えております。1つだけ例外がありまして、用途地域が商業地域においては、自家用広告物は表示面積の合計を設置者ごとに適用とあります。神奈川県もそういったルールですということをやっていました。ただ、実際には、郊外の方はそういうわけにはいきませんので、商業地域以外にはすべて建物を総量規制でやることにしました。

(会長)

総量規制ということは、今、看板がついている所に新たに看板を付けようとする、他にどの位ついてますってことも、併せて申請するってことですか。つまりその申請者が自分でやらないといけないのですか。

(事務局)

新しい様式を今、考えておりまして、既存の広告物の数とか面積とか種類を入れるようになっていきます。

(会長)

いいでしょうか。ちょっと前までは屋外広告物はほとんど何も出来ないと思われていたのが、ようやくこういう事が出来るようになってきた感じですね。

それでは、報告事項をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2-1から順番にご説明をさせていただきたいと思えます。

2-1をご覧いただきたいと思えます。景観審議会案件の経過報告についてです。まず、①としまして、「平塚市庁舎・平塚税務署建設事業」についてでございます。この件につきましては、第1回及び第2回の平塚市景観審議会にて意見聴取を行い、第3回景観審議会において、その後の経過報告を行ったという経緯がございます。

資料の2-3を参考にご覧いただきたいと思えます。A3版の折り畳みの図面でございます。この案件につきましては、第3回の審議会の報告の時に、委員より「南東

部の八幡宮側の計画の重要性」及び「エントランス部の外構計画について」ということで、図面でいきますと、下の方に赤い字で、八幡山公園の緑の借景という所がございいますが、そういう所の重要性ですとか、この建物の真ん中に南北にパッセージがございいますが、パッセージを見ますとその南側の建物を抜けた所に、緑の芝みたいなのがございいますが、これが切れてしまいますから、その辺を工夫してみてくださいという意見がございました。その2点につきましては、まだその計画検討の段階ではなく、これから、外構計画について、ご意見を参考に検討をさせていただくことになってございます。

ちなみに周辺のクスノキですが、以前は今、図面の右側の所に、4本ほどクスノキが書いてございますが、濃くなっているのが既存の樹木でして、これは残っておりますが、その南側は、もうすでに伐採がされております。それは新たに道路がこのように曲がって交差点を十字交差にする関係で、そこにあたる部分のクスノキはすでに伐採されておりますが、当初計画ですと西側のクスノキ、市道の浅間町4号線に沿ったクスノキが今5本ほどございます。これにつきましては、当初まちづくり条例の関係から、この道路を9メートルにして、歩道も作るという計画もございます。あと、高低差の問題からクスノキを残せないという事もあったのですが、設計者の配慮で歩道を若干、中に回すことを行いまして、西側のクスノキも保存するようになったということです。そうしますと、東側に4本、西側に5本、南の西の角、そこに4本残ります。建物を囲むように大木のクスノキが残るといったことになったということでございます。

現在の工事の進捗状況ですが、庁舎棟を建設する今、Ⅰ期工事を行っております、今、基礎を掘っている所です。汚染土壌がありますので、その処理ですとか、あるいは地中障害物が出てきておまして、海軍火薬廠の基礎部分が出てきたり、議会棟の基礎がかなり大きく出たりして、そういったものも除去して、土を全体的に掘り下げているということでございます。ちなみにⅠ期工事と申しますのは高層棟の部分です。南側に建つ高層棟、8階建ての高層棟のことですけれども、こちらの工事は、平成26年5月の完成を予定しているという事ですので、あと1年半ちょっとで高層棟が完成するという事です。その後、現の庁舎を壊しまして、若干土壌等の調査を行ったり、基礎部分の処理をしたりしまして、Ⅱ期工事に入るといった状況でございます。という事なので、当初の計画より少しずつ遅れが見えてくるというような状況でございます。

続きまして、②「平塚市民病院整備事業」です。資料は2-4の図面でございます。市民病院整備事業につきましては、第2回の審議会で見聞聴取を行いまして、第3回、第4回の審議会を経過報告を行ったという経緯がございまして、この本案件の新棟の計画につきましては、特に第4回の景観審議会の中で「西側駐車場への植栽」や「バスロータリー等への外構計画」などについて、いただいたご意見を踏まえまして、現在

その実施設計を進めているという状況でございます。

また、新棟の免震構造にかかる大臣認定取得手続き等の行政手続きを順次進めているという事でございます。

現在、新棟建設の前段工事として、オイルタンク等の設置、仮設救急棟などの建設、旧看護師宿舎の事務棟への改修などを進めておりまして、新棟工事の完了は平成27年度中を予定してございます。また引き続き北棟の改修、今回は南棟を新棟に変えますが、その他に北棟の改修工事や外構工事等を行って、全体としましては平成28年度末の完成を予定しているということでございます。

続きまして③の「(仮称)次期環境事業センター整備事業」でございます。こちらにつきましては、資料2-5でございますが、第2回平塚市景観審議会にて意見聴取を行いまして、第3回平塚市景観審議会にて経過報告を行ってございます。

資料2-5の全体配置図をご覧いただきたいと思いますが、第3回景観審議会でご報告した計画で、平成25年度10月の稼働に向けて工事がすすんでいるという状況です。ただし、これは平成23年3月に旧じんかい焼却施設の煙突の基礎部分が地下から発見されまして、そのダイオキシンの対策ですとか、調査をおこなった結果、ダイオキシン類汚染土壌の除去の必要から、本工事を一時中断したという経緯があります。で、現在は着々と進めておりまして、その資料の3枚目に、「環境事業センター建設工事だより第5号」を掲載させていただいておりますが、その工事写真のとおり、現在は、建屋の工事ですとか、煙突の工事、下の左側の所ですね、煙突の工事ですとか、右側のプラントの工事が進められている状況でございます。そちらにつきましては、その前の折り畳みの図面をご覧いただきますと、黄色く塗ってあるものが、それぞれ4隅にあると思いますが、既存の樹木を保存ができていますのでございます。

それ以外につきましては、新たな樹木を植栽するという計画でございます。敷地目一杯に建てるものでございますので、中にある景観重要樹木に関しては、残念ながら伐採せざるを得なかったという所と、先日の大風で、松の木が1本倒れてしまったということで、それは別のものをそこへ植えるというお話も聞いてございます。

続きまして、④の景観重要樹木第1号の指定についてでございます。資料は、資料の2-6をご覧いただきたいと思います。

この案件につきましては、第4回、第5回の景観審議会にて意見聴取を行いまして、候補樹木ですとか、指定基準へのご意見をいただいたところでございます。そのご意見を反映しまして、平成24年、今年ですが、3月8日付けの告示で、平塚市総合公園のメタセコイア並木を景観重要樹木第1号に指定したというものでございます。1枚目がその概要でございまして、ちょっと読ませさせていただきますと、特徴の所に、50本のメタセコイアが並ぶ景観は壮大で存在感は抜群です。新緑、紅葉、冬木立など季節ごとに異なる樹容を楽しむことができるうえ、全体として統一された樹容も美観上すぐれています。さらに、路面も自然景観に配慮された砂利敷きとなっているなど

良好な景観形成に重要な役割を果たしている並木です。ということでございます。皆様に現地を確認してもらいながら、このようにして、これができることは、大変うれしく思っております。その記事が次のページ以降に載せられました。読売新聞、神奈川新聞、あの若干これカラーでなくて申し訳ないのですが、朝日新聞ですとか、毎日新聞、後は地元誌ですね、タウン誌等に取り上げられまして、広く市民に周知がされているということでございます。今年度以降につきましては、指定基準を見直しまして、公の土地以外の、民地に存在する樹木の指定についても進めていきたいと考えてございます。この時に議論になりました、扇の松ですが、まだ土木部との調整が進んでございません。問題になっていますのは、一部分の枝の高さが、建築限界として道路構造令上は4.5メートルが必要なのですが、これらを満たしていないという点でございます。標識を設定して高さ制限をするというのが、一つの条件になるというのと、あとは幹に車等が当たらないように、事前にポールみたいなものを少し立てておくというようなことや、カラー塗装して、そこに車が入らないように、視覚的に訴えろとか、そんな具体的なことをしないと、なかなかそれを景観上、保全するというような条件になりませんので、今、その辺を検討させていただいております。ただ、1つ、交通規制をするには、公安委員会の協議が必要ですので、そちらとの調整がまだ入っておりませんが、今後そちらと調整をしながら、指定に向けた検討をさせていただきたいと思っております。それと並行しまして、指定基準を見直して、民間の樹木について、それも民間の同意がそれも必要でございますが、同意が得られたものにつきましては、積極的にしていきたいと思っている所でございます。以上が、これまでの平塚市景観審議会の案件の経過報告でございます。

続きまして、資料の2-1に戻っていただきまして、2、景観協議、届出状況及び課題等について、景観事前協議、届出状況についての説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては、2-2でございます。A4の横長の表があると思っておりますが、景観計画、景観条例策定時の平成21年度から平成23年度までの協議、届出等の件数を、上段が公共事業、下段②の方が民間事業に区別しまして、整理してございます。また、どこで行われたかということで、表の左側の部分が一般地域、右側の部分が景観重点区域ということで区分をしてございます。更に、対象行為の建築用途などの概要をそれぞれの下段の所へ、一覧として整理をしてございます。上段の公共事業の件数でございますが、平成21年度は一番右側を見ていただきますと、14件、平成22年度に25件、23年度に62件というふうに徐々にではございますが増加をしてございます。特に、その他の所、その下の行為の種別のその他の所に分類されているコミュニティ道路や公園などの土木工事に関する協議の増加がみられておりまして、このように年を追うごとに協議の件数が増えているという状況でございます。民間の事業の協議、届出の件数でございますが、当初21年度は54件でした。それが、22年度は91件と、23年度は89件と、22年度と23年度はほぼ横ばいと

なっております。対象行為のうち、建築物は集合住宅や戸建て住宅などが主たる用途となっております。平成22年度より工作物の件数が増えていると思います。特に一般の所を見ていただきますと、21年度に5件だった工作物が22年度21件、23年度、28件と増加しております。これは、携帯基地局のアンテナ設置工事が主たる要因となっているという状況でございます。

次に先程の資料の2-1です。②の景観事前協議、届出等の課題等について、でございます。

こちらは、資料がございませんので、口頭でご説明をさせていただきたいと思いますが、事前協議の際に、より良い景観づくりのため、事業者へ「指導、助言」をおこなっております。その際に、色彩の彩度基準など定量的な基準への対応はいただいているというような状況でございます。しかし、一方で緑化ですとか意匠デザインなどについての対応はなかなか見られないという状況でございます。ただし、規模の大きな工場などでは敷地境界部の植栽について、フェンスをセットバックして、外側に樹木を植えるというような計画を採用するなど、徐々にではありますが、公共空間に面した境界となる緑化の採用が広がってきているということも言えます。このようなよい事例を増やしていくと共に、定性的な景観形成基準に対する指導、助言方法の工夫について強化をしていきたいというふうに考えております。

次に、一定規模の工作物についてです。先ほど事前協議、届出の中で説明させていただいた、携帯基地局のアンテナの取扱についてなんですが、景観規則で定める工作物に該当するため、一定規模を超えたものはすべて協議、届出の対象になって、提出されております。従いまして、携帯基地局のアンテナは10メートルを超えるアンテナでございますので、自動的に事前協議、届出が必要になってまいります。ただし、その多くは景観形成に大きな影響を及ぼすものではなくて、すべてを協議、届出が必要かどうか、若干疑問な部分がございますので、具体的にどういう場合に、案件として届出をしていただくのか、ということ再度検証していきたいなと思っております。ただ一方では街中の携帯基地局のアンテナというのは、街中の景観に溶け込むというか、あまり突出するという事はないのですが、山の中と申しますか、丘陵の方にA社、B社、C社と50メートルピッチくらいに並んで立っているという例がございますので、それを規制するというのは、なかなか現行法では難しいのですが、ちょっと工夫をして、まとめるとか、今後、検討しなければいけないのかなという所でございます。また、昨年度、平塚駅北口の七夕の飾りをメインに行う湘南スターモール商店街というアーケードがございまして、国と市の補助金を受けて、アーケードの改修を行いました。アーケードを作ったのは、平成の頭でしたので、もう20年以上経過しております。雨漏りであったり、色に変色したりと、いろんなことがございましたので、その改修を商店街の方で行いました。その時に景観アドバイザーの制度を活用させていただいて、宮川委員に色彩提案とご助言をいただきました。市としても事業者、受

けた業者が窓口に来るのですが、直接商店街の役員会に出向いて、提案を受けまして、その提案内容をもとに、直接施工主に伝えたり、という努力をさせていただきました。その結果、途中から、提案内容を組み入れた色に変更するという報告があったのですが、最終的には、最終段階でひっくり返ってしまいまして、せっかくご提案いただいたんですが、その提案がうまく表現できていないようなものになってしまったということで、アーケードの柱の真ん中から下がグレーの無機質なものになってしまったという、ちょっと残念な結果となっております。それはいろいろと交渉を重ねてきたのですが、やはり商店主としての商店街のイメージというか、集客戦略と申しますか、そういうイメージと、景観との戦いというのがありまして、なかなか、最後の最後で、また元に戻ってしまったという経緯がございました。せっかくご助言いただいたのに残念な結果になって、大変申し訳ないと思います。

まだまだ、私共、平成20年度に景観条例、景観計画を作りまして、21年度からスタートしておりますが、徐々にではあります但し効果も表れておりますので、粘り強くというか、辛抱強く、根気よく対応していかなければいけないのかなと考えております。2番目につきましては以上でございます。

資料2-1の3、その他についてのご報告でございます。

はじめに、公共サインマニュアルの改訂について、でございます、資料の一番最後にあります。資料の2-7「平塚市公共施設景観ガイドライン(歩行者系公共サイン)」というものを御配りさせていただいております。

本市では、平成15年度に「平塚市公共サインマニュアル【歩行者系サイン】」を策定いたしまして、歩行者系サイン計画時に参照するものとしておりました。昨今のユニバーサルデザインに対する高まりですとか、社会の状況変化によりまして、よりの確に対応した内容とするために、本マニュアルの改訂を行ったということでございます。中身についての詳しい説明は、省略させていただきますが、今回の改定の主な内容といたしましては、1枚表紙をめくっていただきまして、2ページの(2)の所に、対象範囲、というものがございまして、こちらは平塚市全域をこの対象範囲とするものでございますが、特に平塚市推奨型看板については駅周辺の部分に限って行うという、対象範囲について整理をさせていただいたということと、後は、ひらがな併記について記載をさせていただきました。資料の10ページでございます。④、一番下の所でございますが、ひらがなの併記ということで、ひらがなの併記を原則とするような、書き方がされております。その他に、カラーバリアフリーへの配慮というものも検討してございます。また、平成23年に策定いたしました「公共施設景観ガイドライン」との連動した利用を想定しまして「公共施設景観ガイドライン(歩行者系公共サイン)」と名称の統一をして、変更をさせていただいているところでございます。今後もこれらを使いましての公共サインの計画をする際に、参照するものとして、市全域で歩行者にわかりやすく適切なデザインの指導に努めて参りたいと

いうことでございます。

続きまして、庁内職員研修の実施についての、ご報告でございます。昨年度より、庁内職員への景観研修を実施いたしております。昨年度つくりました「平塚市公共施設景観ガイドライン」の策定時に庁内の建築技師、土木技師を対象にしましたガイドラインの概要説明と共に、配慮事項や事例紹介をもとに、実際の工事や設計の際の景観への配慮事項について研修を行っております。また、今年度は、神奈川県職員を講師といたしまして、今年は土木技師を対象に絞り、「景観と道路・景観と公園」というテーマで、実務に即した研修を実施する予定でございます。以上が、3番のその他、の報告でございます。説明については、長くなりましたが、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。
スターモールの話が出ましたけれども、宮川委員、いかがですか。

(委員)

最終的ひっくり返っちゃった理由というのは、商店街の方たちの意向という事なのですね。ちょっと意外でした。

(会長)

どういう色から、どういう色に切り換えたんですか。

(委員)

目線の所に、このパイプ椅子のようなグレーが柱に来るようになっていて、あまり見た目がきれいではない、というところで、もう少しグレーの色を明るい方向に変えました。汚れを気にするというのもあるかもしれないけれども、見た目グレーの柱が並ぶと、グレーの壁があるよう見えて、少し暗いというか、そのような感じになるので、もう少し明るい方向で提案しました。特に柱の所が最初のご提案と私たちの提案と違った所ですけども、この商店街の方達が思った以上に柱の汚れを気にしていましたので。

(会長)

手間がかからないようになっているのでしょうか。

(委員)

そういう事ですね。柱のグレーが多いと、街もきれいに見えない、グレーっぽく薄暗くなるから、変えましょうと言ったんですが、汚れが目立たない色でもあるという

ことでそちらを優先されたということです。

(事務局)

アーケードの屋根の所にブルーの線があり、湘南をイメージした青といいますかね、それが商店街のちょうど目立つところにあります。

(会長)

そうなんですか。

(委員)

難しいところは、旧東海道ならではの、古い商店も残っているところです。昔ながらの、味わいのあると言いますか、そういう商店が、残っています。でも、すごく新しい、銀行とかの新しいビルも両方あるんです。なので、旧街道としての趣を残すのか、それとも新しくどんどん次々リニューアルして行って、新しい商店街としての顔を優先するのか、という点で、そのアーケードの色使いも変わってきますよね、というお話もしました。ところが、古いところは、もう後継者がいなくなったりして、古い商店を新しくするのはなかなか望めない、古い所は古いまま残っていていいというお話でした。でも、真っ白にブルーはかなり違和感がありますよね、という話はしたんですけれども、理想としては若い商店街、代表の方は比較的若い方で、イメージは新しくしていきたいし、そのイメージでということだったんだと思います。

(会長)

そういう人の方が、ご意見が通りやすいでしょうね。

(委員)

確かにあそこは難しい商店街ですよ。

(会長)

はい、わかりました。

(事務局)

統一感があまりないんです。

(会長)

商店街として。

(事務局)

平塚の今の中心商店街の傾向といたしまして、昔からの物販のお店がかなり減ってきているんですけども、飲食、チェーン店の飲食系が増えておりますので。色彩なんかバラバラです。20年前、30年前とは比べ物にならないような街並みになってしまっています。

(委員)

ちょうど世代交代する過渡期なのですかね。世代交代して新しい所と世代交代できないで、古いままの商店が混在しているの、全体としてまとまりがない、難しい商店街です。

(会長)

わかりました。他に何か、報告等で質問はありますか。では、先ほど基地局のお話ありましたが、例えば基地局は、電柱みたいなものが高さ10メートル超えるという事ですか。

(事務局)

そうです。工作物として10メートル超えるということです。

(会長)

どれくらいですか。

(事務局)

14.9メートルが多くあります。

(会長)

場所によっては、15メートルという数字を入れて、電柱みたいな工作物を全部協議、届出の対象から外すとしている所がありますね。

(事務局)

そうですか。電柱型のものと、トラスみたいに立っているものと。

(会長)

郊外のちょっと高いものは、チェックしないといけないんじゃないかな。そして、そういう郊外のアンテナ基地局に関しては、立地を一番メインの所に合わせると一番目立つところになってしまう訳です。だから、それをもう少し避けるような定義や内

容について、どういう形で指導していくのか、悩んでいますね。何局かを一緒にするってのは難しいみたいですが、少なくとも構造体を、トラス型だったり、ポール型だったり、あれをどちらかに誘導するとか、何かそういう事を考えて作ったガイドラインもあります。三重県かどこか。

それからもう一つ、質問です。その2-2で、公共事業の通知の件、事前協議の件数が、23年で急に増えていますよね。21年度が14で、22年度が25で、23年度が62っていうふうにすごく増えているけど、何か特別な理由があるのですか。

(事務局)

積極的に各課対応したということです。

(会長)

ようやく認知されてきたと。こちらで頑張ってお出してもらおうようにしたということですか。

(事務局)

当初は、年度当初の課長会議の時に、全部の課長に対して、特に土木系・建築系を中心にペーパーを出して、今度こういう制度になったから出してください、という話をしていたのですが、ただ、下水道工事だとマンホールだけとかがあるので、あまり認識がなかったんですけども、道路のガードレールだけとか、道路の舗装もそうなのですけども、あんまり認識がなかったです。それが徐々に、担当が個別にあたって、今年の発注する工事のまずリストを出してもらい、その中から協議が必要かどうかというチェックをして、積極的にこっちからお願いしていきました。

(会長)

努力をされた結果、定着しつつあるということですね。民間の事前協議というのは、一回の協議、何回かやられるのですか。

(事務局)

1回で終わります。

(会長)

問題があると何回もあるのでしょうか。

(事務局)

その書類を提出していただく前に、規模の大きなもの等は早い段階で書類を持って

窓口にご相談があります。

(会長)

相談を入れると、数回になるということですね。

(事務局)

条例上の事前協議としては、1回です。

(会長)

条例上は一回。その事前協議の前に事前相談を何回かやっている。

(事務局)

はい、事前相談は何回かやっています。

(会長)

いかがでしょうか。先程、市長がおっしゃっていた3大事業が全部ここで、ちょうど動き始めたので、審議会ですべてやったということになります。一応はこんな形でいいでしょうか。そうすると、だいたい全体が終わりです。

塩原委員、最初はこんな感じですがどうでしょうか、何か、印象でもあれば、いかがですか。

(委員)

民法が専門なので、今回、配っていただいた資料なのですが、普段目にするようなことがないので、これから勉強させていただきたいと思います。

(会長)

手続き的なところだと、いろいろ議論できるのですが、ロジックなところと作業と両方やっている感じです。制度を作るとこって、ロジスティックな議論が、必要になるのですが、先ほどのように市庁舎を建てたら、どこからどういうふうに見えるかみたいな話は、まったく違う2つの話になるのですが、両方やることになっているのです。

ぜひ、特にロジスティックスでいろいろお手伝いいただきたいです。後は、特にないでしょうか。

(事務局)

はい、議案については以上でございます。

(会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

[審議会閉会 午後4時10分]

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

平塚市景観審議会

会長 印

委員 印